

固定資産評価・公課証明等(電子申込システムによる申請)のよくある質問と回答

No	質問	回答
1	固定資産評価・公課証明等はいつに分まで発行可能ですか。	最新年度を含めて5年間の発行が可能です。 ※ただし、各年度吹田市に課税情報が登録されていることが条件です。
2	最新年度の固定資産評価・公課証明等はいつから発行できますか。	最新年度の固定資産評価・公課証明は、毎年4月1日(土、日、休日の場合は翌開庁日)から発行可能となります。
3	電子申請できる対象者は誰ですか。	物件の所有者(個人)のみです。共有者も電子申請できます。代理人は電子申請できません。
4	電子申請できる証明の種類は何ですか。	吹田市内の固定資産評価証明書と固定資産公課証明書、資産証明書、無資産証明書、償却資産課税台帳登録証明書です。
5	申請に必要なものは何ですか。	・本人確認書類 ・証明発行に必要な費用(システムの電子決済機能によりお支払いいただきますのでクレジットカード等をご用意ください)
6	証明発行に必要な費用はいくらですか。	・証明発行手数料(土地1筆、家屋1棟あたり200円) ・郵送料(84円～) が必要となります。 ※申請受付後に市から送信する電子決済をお願いするメールに確定した金額を記載しています。
7	手数料等の支払いはどのようにして支払えばよいですか。	電子申込システムの決済機能(クレジットカード等による電子決済)によりお支払いください。※現金でのお支払いはできません。
8	申請の流れを教えてください。	①【申請者】必要事項を吹田市電子申込システムから申請していただきます。 ②【吹田市】申請内容について、不備がないか等を確認します。 ③【吹田市】登録いただいた電子メール宛に確認結果を送信します。 不備等なし:「決済を案内するメール」を送信します。 不備等あり:「添付書類の追加等をお願いするメール」を送信します。 ④【申請者】決済依頼メールが届いたら、支払い手続きを実施していただきます。 ※決済案内メールを送信後、1週間が経過すると申請がキャンセルとなりますので、ご注意ください。 ⑤【吹田市】決済確認後、市から証明書を発送します。

No	質問	回答
9	申請から発送までどの程度の日数がかかりますか。	概ね1週間程度と見込んでいます。 ※ただし、申請内容に不備がある場合や、電子決済に時間を要した場合は、もう少しお時間を頂戴いたしますので、お時間に余裕をもってご申請ください。
10	受付時間はいつからいつまでですか。	24時間365日申請可能です。ただし、メンテナンス時は使用できません。なお、証明の発行・発送は平日(開庁日)のみの対応となります。